

民法改正（相続）と相続対策

～自筆証書遺言制度の見直し～（その4）

今回民法改正によって、自筆証書遺言の方式緩和が行われることになりました。そのことから、今後、公正証書遺言だけでなく、自筆証書遺言によって遺言書を作成する人が増加するものと予想されます。

1. 自筆証書遺言作成の現状

公正証書遺言は公証人が作成に関わることから、日本公証人連合会で年間の作成件数の統計を取っていて、平成30年には110,471件となっています。一方、自筆証書による遺言書の作成件数の統計資料はありませんが、自筆証書遺言又は秘密証書遺言は、遺言者が死亡したら検認手続きを受けることが必要とされています。秘密証書遺言の作成件数は年間100件程度ですので、検認手続きを受けた遺言書の大半は自筆証書遺言であると推定されます。遺言書の検認件数は毎年増加の一途で、自筆証書遺言も多く作成されていることを窺わせます。

●遺言書の検認件数

(単位：件数)

年分	件数	年分	件数	年分	件数	年分	件数
平成11年	9,818件	平成16年	11,662件	平成21年	13,963件	平成26年	16,843件
平成12年	10,251件	平成17年	12,347件	平成22年	14,996件	平成27年	16,888件
平成13年	10,271件	平成18年	12,595件	平成23年	15,113件	平成28年	17,205件
平成14年	10,503件	平成19年	13,309件	平成24年	16,014件	平成29年	17,394件
平成15年	11,364件	平成20年	13,632件	平成25年	16,708件		

※（出典：最高裁判所事務総局総務局統計課「第9表：司法統計年報（家事編）」）

2. 自筆証書遺言の方式緩和の概要

現行制度における自筆証書遺言の作成における短所には、①文字を書ける人に限られる、②紛失や改ざんの心配がある、③方式不備、内容不備による無効の可能性がある、④発見されないリスク、隠匿される恐れがある、⑤遺言者が死亡したら家庭裁判所で検認手続きが必要とされている、などです。

今回の改正において、自筆証書遺言のデメリットの大半をカバーする内容になっています。具体的な内容は以下のとおりです。（自筆証書遺言書の保管制度については、次号で詳細に解説します。）

① 自書でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにしました。

全文の自書を要求している現行の自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとししました。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要することとししました。

このことによって、高齢者の人が遺言書を自筆証書によって作成しようとする場合、遺言書本文だけ自書し作成することができ、負担が大幅に軽減され、平成31年1月13日から施行されています。

② 自筆証書遺言は、令和2年7月10日以降から法務局で保管してもらうことができます。

以上のことから、自筆証書遺言を法務局に保管してもらうことで、遺言書の改ざんや紛失リスクの回避、相続開始後の検認手続き省略可など、自筆証書遺言のデメリットは解消されます。

3. 自筆証書遺言作成時の留意点

自筆証書遺言を作成する場合に、以下の点に留意して作成するようにします。

① 受遺者の名前だけを記載しても、同姓同名がいることから、遺言者との続柄や受遺者の生年月日を付記することが基本です。

② 金融資産は遺言書作成時から遺言者の死亡までの間に、取引金融機関の変更や、金額の増減が考えられることなどから、金融機関を特定することなく相続開始時の金融資産を換金・処分して現金化し、その金額を持分で相続させるように記載する方法が無難です。

③ 遺言者の債務及び葬式費用などについて、誰がどのように負担させるのかについても言及しておくことが賢明です。

④ 遺言書に書き切れない財産については、一括して相続させる人を指定しておくようにします。

⑤ 遺言執行者を指定しておきます。遺言執行者の定めがあれば、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができます。

（民法1012条2）

⑥ 受遺者が遺言者の配偶者や兄弟姉妹の場合には、遺言者よりも先に死亡することも想定されることから、補充遺贈をしておくことが望ましいと考えられます。